

# 地域の人権課題に対応する教育制度としての ノンフォーマル教育の可能性 —識字教育と日本語教育の実践場面での連携・協働が見られる 事例の検討から—

副所長 石井 宏典

Ishii Hirofumi

## 要 旨

増加するニューカマーの人々の日本語習得の問題が顕在化する中、地域における公的な日本語学習の場の保障が求められている。本稿では、ニューカマーの日本語習得という地域の人権課題に対応する教育制度としてのノンフォーマル教育の可能性を考察し、その要因を明らかにすることを目的として、日本語教育と識字教育の境界を越え両者が連携・協働した事例について、関連する先行研究の文献調査及び関係者へのインタビュー調査の結果を分析資料として用いて検討した。その結果、ニューカマーの日本語学習ニーズが高まる地域において、識字運動を担った主体が日本語習得の問題を地域の人権課題と捉え、識字学級を日本語学習の場として提供することを決断し、行政との協議、いわゆるアドボカシー（政策提言）を実行することによって、ニューカマーに対する公的な日本語学習の場となるノンフォーマルな教育制度としての日本語講座を新たに創出することが可能であることが示唆された。

キーワード： 識字学級、地域日本語教室、連携・協働、アドボカシー

## 1 はじめに—問題の所在と研究目的・方法—

1980年代以降、新たに来日した外国人、いわゆるニューカマーの人々が増加しており、彼らの日本語習得の問題が顕在化している。特に、ニューカマーの成人を対象とする日本語学習の場としては、ボランティアな人々が運営する地域の日本語教室（以下「地域日本語教室」という。）に依存している状況がある。そうした地域日本語教室では、開催場所や指導者・ボランティアの確保といった運営基盤に関わる深刻な問題を抱えている場合も少なくない。一方、被差別部落の成人非識字者を対象とする識字教室（以下「識字学級」という。）は、1960年代以降、多くの被差別部落で設置されてきた。識字学級は、部落解放運動との密接な関係を背景に、運動体と行政との協働ともいえる形態で実施されるケースもあり、その場合には、開催場所や指導者の確保等の面において、行政から一定の財政的支援が行われてきた。

こうした地域日本語教室で行われる日本語教育や識字学級で行われる識字教育は、いずれも日本におけるマイノリティの言語や文字等のリテラシーの保障という点、更には、学校教育システム外で組織された教育活動としてのノンフォーマル教育（non-formal education）

という点で共通する部分の多い近接領域である。したがって、両者がもつよさや課題を共有し検討を行うことで、それぞれの取組が更に充実する可能性があると考えられるが、これまで、日本語教育と識字教育の境界についての議論や、両者の連携・協働に関する検討はほとんど行われていない。<sup>1)</sup> 以上の問題状況を踏まえ、日本語教育と識字教育の境界を越えた、両者が連携・協働した事例の検討を通して、ニューカマーの日本語習得という地域の人権課題に対応する教育制度としてのノンフォーマル教育の可能性を考察し、その要因を明らかにすることが本稿の目的である。

そこで、本稿では、奈良県A市立B総合会館（以下「B総合会館」という。）の取組を事例として取り上げる。なぜなら、本事例では、識字学級の中にニューカマーを対象とする日本語学習を導入し、その後、新たに地域日本語教室を誕生させた事実が確認できるからである。

研究の方法として、識字教育及び日本語教育に関連する先行研究の文献調査を行うとともに、B総合会館の関係者へのインタビュー調査を行い、<sup>2)</sup> その記録を分析資料として用いた。

## 2 日本における非識字者について

義務教育の普及率が極めて高い日本において、当然に、すべての国民が識字者であり、非識字の問題は存在しないという「常識」が、圧倒的多数を占める識字者の側に定着していると思われる。このような「常識」に多くの国民が絡めとられることで、非識字者の存在自体が不可視化され、非識字者の側が、声を挙げてこの問題を提起することが困難となり、その解決を遅らせてしまう危険性がある。

では、日本における非識字者の実態はどのような状況にあるのだろうか。1948年と1955年に行われた文部省（当時）の「日本人の読み書き能力調査」以降、全国的な識字に関する調査が行われていないため、実態を正確に把握することは困難である。しかし、日本弁護士連合会（2006）によれば、1994年時点で、戦後の新学制での義務教育中退者数126万6631人、就学免除者数25万735人、旧制での義務教育未修了者数8万8203人の総合計160万5569人の義務教育未修了者が存在すると指摘している。また、この他、不登校や長欠の児童生徒、形式的な義務教育修了者、ニューカマーを含めた在日外国人等で文字の読み書きができない者等を含めれば、更に多くの成人非識字者が存在していると推測することができる。

以上から、今日の日本社会において、一定数の非識字者が存在していることは明らかであり、そうした人々の学習の機会が十分に保障されていないとすれば、深刻な基本的人権の侵害であると言えよう。こうした認識に立って、これまで様々な成人非識字者に対する識字教育が行われているが、先駆的な取組の例として次の二つの潮流がある。<sup>3)</sup>

一つは、公立中学校の二部授業として実施されている夜間学級、いわゆる、夜間中学校がある。ここでの学習対象者は、義務教育未修了者とされるが、実態としては、それら以外にも、在日コリアンや中国帰国者等を中心とする、日本語を母語としない者が多く在籍しており、より一般的な識字教育として展開されている。

今一つは、部落解放運動と密接な関係を維持しつつ取り組まれてきた、被差別部落における識字学級がある。ここでの学習対象者は、そうした部落解放運動との関係性から、基

本的には、被差別部落の非識字者に限定される傾向がある。

これらの内、識字学級は、部落差別という被抑圧状況の中で、文字を奪われ非識字者とならざるを得なかったという認識に立ち、部落解放運動を通して行政機関に学習権の保障を求めることで誕生させてきた経緯を踏まえれば、ニューカマーに対する日本語学習の場や機会の公的保障の問題を考える際の参考となる部分があると考えられる。

### 3 識字学級について

まず、識字学級の全国的な設置状況について見てみる。

元木ら（1992）によると、1990年の全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」という。）の調査報告から、全国で全体の28.1%にあたる262館の隣保館<sup>4)</sup>において、識字学級が開催されており、各府県に設置されている全ての隣保館の内、識字学級が設置されている隣保館の比率（以下「実施率」という。）が40%を超えているのが、大阪の91.5%を最高に、奈良、福岡、熊本、京都、香川、佐賀の7府県であり、実施率が高いのは、近畿・九州地方に集中していると指摘している。しかし、識字学級は、必ずしも隣保館のみを会場として行われてきたわけではなく、社会教育施設としての公民館や集会所<sup>5)</sup>で実施されている例も見られ、そこでの全国的な開催状況は明らかにされていない。また、全国の被差別部落の中には、部落解放運動に対する考え方の相違から隣保館の設置を求めなかったところもあり、結果として隣保館が設置されなかった地区もある。こうした隣保館未設置地区の実態も不明であることから、先の全隣協の調査結果が、全国の被差別部落における識字学級のすべての実態を示すものではない。この点について、森（1995）によると、全国の被差別部落では600を超える識字学級が開催されているとの指摘がある。こうした指摘を踏まえると、全国的に見れば相当数にのぼる識字学級が設置されていると見てよいだろう。

次に、識字学級が誕生した歴史的経緯や背景等について見てみる。

識字学級のルーツは、元木ら（1992）によれば、1963年12月に福岡県行橋市の被差別部落で開設された開拓学校であるとされる。福岡県の筑豊産炭地帯から始まった識字運動は、部落解放運動の担い手の育成という側面が強まり、部落解放運動における教育運動として位置付けられるようになった。実際、部落解放同盟が主催する各種の集会、例えば、1969年の部落解放全国婦人集会（当時）で、識字運動分科会が設置され、そこでの活発な討議を契機に全国各地で識字運動の組織的展開が見られるようになっていく。識字運動と部落解放運動との関係について、森（1995）は、「識字は解放運動の原点であり、識字の活動は、たえず部落解放運動と結びつけて捉えられてきた」と指摘している。したがって、識字学級での学習は、部落差別という被抑圧状況を自覚的に認識し、部落差別によって奪われてきた文字を自らの意思で奪い返すことを通して、部落差別の解消、部落解放の実現という社会変革に参画する主体を育てることにあつたと言える。

### 4 地域日本語教室について

2008年度末における日本の外国人登録者の実態は、『平成21年版出入国管理』（2009）によると、総数は221万7426人で過去最高を記録し、前年同時期と比べて6万4453人（3.0%）増加し、総人口の1.74%を占めている。1998年度末と比較すると70万5310人

(46.6%)増加し、この10年間で約1.5倍になっている。この背景には、1980年代以降の経済活動のグローバル化の進展、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が1990年に改正され、ブラジル人等の日系南米人の来日促進やアジアを中心に研修生・技能実習生の受け入れが拡大したことに伴ってニューカマーの人々が増加したと考えられる。

こうした、日本語を母語としないニューカマーの人々にとって、日常生活や就労等の場面で使用する基礎的な日本語を習得することは、日本社会の中で人間らしく生きていくうえで必要不可欠のものである。したがって、彼らが居住する身近な地域社会において、基礎的な日本語を学習する場や機会が公的に保障されることが求められる。

しかし、米勢（2006）によれば、ニューカマーの人々を対象とした、基礎的な日本語を学習する場や機会の公的保障は十分とは言えない状況にあり、それを補完するものとして、ボランティアの人々によって運営される、地域日本語教室が存在していると指摘している。この地域日本語教室が抱える課題について、野元（1995）は次のように指摘している。その一つは、「遅れている条件整備の中で最も問題だと思われるのは、日本語学習の支援をボランティアに依存する自治体が多いこと」であり、今一つは、「日本語教室の場所の確保に苦勞しているボランティア・グループが少なくないこと」である。

また、石井（2010）は、「多くの日本語教室が外国人に日本語・日本文化を教えることを目的とした従来の日本語教育の枠組のまま運営されており、相互の対等な関係での対話が生まれにくい」と指摘している。

こうした、日本語の指導者・支援者や学習場所の確保等の問題、更には、学習目的や方向性の問題については、地域日本語教室の運営基盤となる部分の課題であり、これらの課題への対応を検討するうえで、識字学級の取組が参考となると考えられる。それは、識字学級が、開催場所や指導者・支援者の確保等の面において、行政から一定の財政的支援が行われてきた点、そこでの学習が教えるものと教えられるものという関係を絶対的・固定的なものとならず相互対話的な学習形態として取り組まれている点が見られるからである。

そこで、次章において、識字学級の中にニューカマーを対象とする日本語学習を導入し、その後、新たに地域日本語教室を誕生させたB総合会館の取組を事例として取り上げ、識字教育と日本語教育の実践場面での連携・協働に至る経緯とそれを可能にした要因等について考察することとする。

## 5 B総合会館の事例

### (1) A市内の識字学級の概要

A市は、人口71,266人（2009年11月現在）の中核的な都市である。A市内には、C地区・D地区・E地区の三つの被差別部落があり、いずれも、1969年の同和対策事業特別措置法（以下「特措法」という。）に基づいて同和地区指定を受けている。各地区には、部落解放同盟奈良県連合会（以下「奈良県連」という。）の支部が組織され、支部運営を主導する支部長がそれぞれの支部で選任されている。『A市同和行政のあゆみ』（2003）によれば、1970年代から大規模な地区改良事業が行われており、ほぼ同時期に関連事業として、被差別部落の非識字者を対象とした学習の場として識字学級が開設されている。各地区の識字学級の開設状況を整理すると次のようになる。

学習場所については、いずれの地区においても新設された隣保館であり、C地区とD地区は1978年に、E地区は1970年に開設されている。E地区では、地区改良事業の実施に先立って1966年から1971年にかけて住宅改善事業が行われ、同地区の一部が分離・独立しB団地が形成された。同団地に奈良県連のB支部が新たに組織され、支部長にY氏が就任している。ここでの識字学級については、1983年にB町公民館を会場に始められ、その後、1988年に新設されたA市立B解放青少年会館へ会場を移している。

B解放青少年会館は、部落差別撤廃へ向けて広く一般市民に対しても開放し、活用の幅を広げることを視野に入れ、1992年にB総合会館と名称変更されている。このB総合会館には、館長1名、係長1名、児童厚生員1名、同和地区子ども会指導員1名の行政職員が配置されている（2008年当時）。また、地域の実情に即した運営を行うためにB総合会館運営委員会<sup>6)</sup>が設置され、多様な地域住民代表の意思を反映させるシステムが確立している。しかも、B支部長が会長として最終決定の責任を負うということが明確にされるとともに、実際の運営上においても、B支部長であるY氏がリーダーシップを発揮していることがB総合会館の特徴である。なお、B総合会館の識字学級では、先述した識字学級の学習形態の特徴である、教えるものと教えられるものという関係を絶対的・固定的なものとしてせず相互対話的な学習形態として取り組まれている。

ここで、A市の識字学級の実施状況を詳しく見てみる。A市市民部人権施策課のデータを基に、2002年度から2006年度の実施状況を整理したものが表1である。ただし、B総合会館については、かつて、識字学級として取り組まれていたが、1992年10月から奈良県教育委員会の「在日外国人日本語講座開催事業」（以下「日本語講座」という。）として、ニューカマーを対象に実施されている。（詳細は後述。）

表1 A市識字・日本語教室の実施状況(2002～2006)

年 度	2002年度		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		合 計		
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施総回数 (①)	参加者総数 (②)	平均参加者数 (②/①)
B総合会館	166	1,530	168	1,722	168	1,722	106	2,005	84	1,354	692	8,333	12.0
C隣保館	24	148	24	163	12	60	8	40	—	—	68	411	6.0
D隣保館	24	176	24	177	12	177	12	83	12	77	84	690	8.2
E隣保館	—	—	—	—	12	140	12	81	12	126	36	347	9.6

(注1)A市市民部人権施策課からデータを入手し、筆者が作成。  
(注2)学級閉鎖等で当該施設からの報告がない場合等は「—」と表記した。

この表からは、実施回数、参加者数、1回当たりの平均参加者数のいずれにおいても、B総合会館の数値が最も高いことが分かる。また、参加者数の推移を見ると、B地区の日本語講座は、2006年度に県からの委託費の削減に伴う実施回数の減少に伴って参加者数が減少しているものの、それまでは増加傾向が続いており、他の三つの識字学級の参加者数については、横這いか、若しくは減少傾向にあることが分かる。

こうした実態について、地域住民の福祉の向上と人権啓発のための住民交流・差別解消の拠点と位置付けられている隣保館の主催事業として評価した場合、B総合会館の日本語講座の取組は地域のニーズや課題を踏まえた、しかも、施設の機能を有効に活用した事業と見ることができる。

## (2) 識字教育と日本語教育との連携・協働について

B総合会館の識字学級に日本語学習を導入する契機となったのは、一人の外国人女性Z

さんの日本語の学習保障の問題であった。しかもそれは、閉鎖中の識字学級を再開するという事に始まる。1978年にフィリピンから来日したZさんは、A市内の男性と結婚し同市内で生活するようになった。その後、長女を出産し、E地区にある保育所に子どもを預けることになる。日本語は少し話せるもののローマ字しか書けないZさんは、子どもの様子について保育士と情報交換するための連絡帳には、ローマ字を用いながら苦労して記入していた。この保育所は、同和保育の視点を重視した取組を積極的に推進しており、人権意識の高い職員が多かった。そうしたZさんの状況を知った保育士の一人が、保育所での日本語学習を呼びかけたところ、Zさんもこの提案を受け入れ、子どもの昼寝の時間を使ってひらがなを学ぶようになった。

その後、Zさんの長女の小学校入学に際して、保育所とB総合会館の児童厚生員との間で行われた情報交換の中で、先述した事情が報告された。その際、保育所側からは、B地区で識字学級が行われているのであれば、是非ともZさんに日本語を学習する場として提供して欲しいという要望が出されたため、この児童厚生員は、Y氏に一連の事情と保育所からの要望を報告している。しかし、当時（1989年）は、B地区の識字学級が閉鎖中であったため、Y氏がE地区の識字学級の指導者であった地元小・中学校の同和教育推進教員に協力を依頼し指導者を確保したうえで、1989年10月から識字学級の再開を決定した。再開されたこの識字学級において、B地区住民とともにZさんを受け入れることになった。

再開された識字学級での学習活動は、識字学級生がこれまで学んだひらがなをZさんに教えたり、逆に、Zさんがフィリピンの文化について識字学級生に語りかけたり、ローマ字を教えたりといった具合に、相互に教えあい学びあう場面が見られた。このように、学級の雰囲気は和やかで互いに楽しく学習に参加していたようである。さらに、言葉や文字の習得にとどまらず、子育てや病院・学校・役場等の公共施設での対応の仕方といった、日常生活におけるZさんの悩み事についても、学級での学習者同士の会話やY氏のアドバイス等を通して適切な対応がなされている。結果として、これまで、悩みを打ち明ける相談相手もなく、家庭に引き籠もりがちであったZさんの状況が、同じ地域に住む住民との出会いの中で解決することができたということは、識字教育と日本語教育の連携・協働を進める上で注目すべき点であると考えられる。

識字学級の中に日本語学習を導入したことについて、Y氏は、『解放新聞奈良県連版第616号』（1998年1月25日発行）の中で、「日本語講座はあくまでも識字学級の延長。国際的な識字学級という位置付けかな」と述べ、「日本人も外国人も関係ない。Zさんのように困っている人は他にもいるはずだ。識字学級と併せて日本語講座を開設しようと考えた」と語っている。このことは、被差別部落住民のみを識字学級の学習対象者としてきた、これまでの識字運動の方向性とは異なるものであった。

本事例において、識字教育と日本語教育の実践場面での連携・協働が実現した要因を整理すると、次のようになる。

まず、人権意識の高い保育士によって、地域で日本語学習の機会を必要とする外国人住民が見いだされたということである。次に、外国人住民が置かれている厳しい状況について情報交換ができるB総合会館の児童厚生員が存在したということである。さらに、そうした状況に速やかに対応する仕組みとして、閉鎖中ではあったが、B総合会館の識字学級が存在していたことである。また、その閉鎖中の識字学級を再開し外国人住民の学習の場

として提供することを最終的に決断したキーパーソン、つまり、Y氏が存在したということである。これらの要因のいずれが欠けても、識字教育と日本語教育の実践場面での連携・協働を実現することは困難であったと考えられる。

### (3) 識字教育と日本語教育との連携・協働によって生じる課題

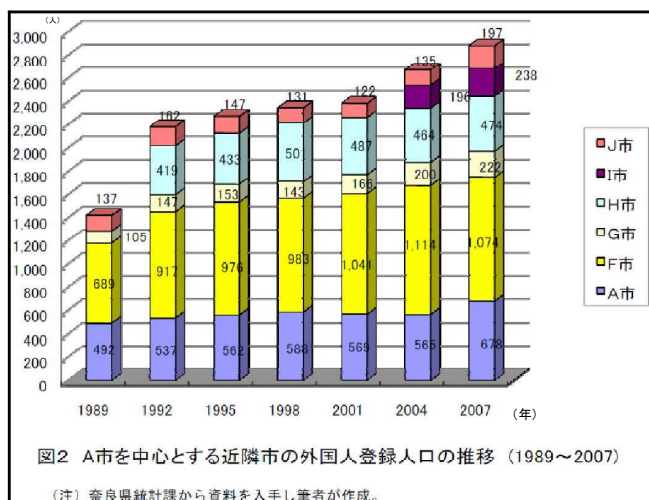
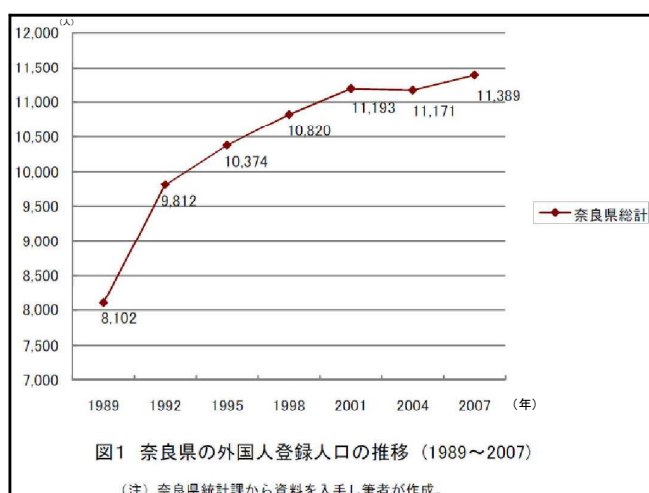
識字学級に新たに導入された日本語学習の取組は、奈良県で初めてのケースであったということから、奈良テレビ放送局が取材を行っている。1991年3月に同局の番組で、被差別部落の学習者と地域の外国人が共に学習する様子が放映された。この番組を見た市内在住の中国人2名、フィリピン人5名から新たに参加の申し込みがあった。先のZさんの場合と同様、言葉や文字の問題等で困難を抱えているという状況を同じ地域の住民として看過することはできないということから参加が認められた。

その後、識字学級で学ぶ外国人学習者の知人たちから参加希望が次々と寄せられ、近隣市に居住する外国人の学習者も徐々に増加するようになった。したがって、B総合会館の識字学級は、外国人の学習者の方が圧倒的に多くなるという状況が見られた。このように、日本語学習の場が提供されれば、多くの外国人の参加が見られるという状況は、地域にそれだけのニーズがありながら、そのニーズに応える場がなかったということの証左でもある。<sup>7)</sup>

このことは、奈良県及びA市を中心とする近隣市の外国人登録人口の推移から見ても明らかである。図1は奈良県の外国人登録人口の推移を示したものである。これを見ると、ZさんがB総合会館の識字学級で学ぶようになった1989年以降、奈良県全体で外国人登録人口が急激に増加していることが確認できる。また、A市を中心とする近隣市の外国人登録人口の推移を示した図2を見ると、同様に1989年以降、外国人登録人口が急激に増加していることが分かる。こうした外国人登録人口の増加に伴って、この地域において、日本語学習のニーズが高まるのは必然であろう。

したがって、B総合会館運営委員会の会長であるY氏が、識字学級において外国人を対象とする日本語学習の導入を決断したことはこうしたニーズへの対応という点で適切であったと言えよう。

このように、増加の一途をたどる在日外国人の日本語学習ニーズが高まる中、B総合会館の識字学級における外国人学習者が増加するという事態は、日本語は話せるが文字が書けない被差別部落の非識字者と、日本語での会話が不自由で文字の読み書きもで



きない外国人が、同じ識字教室で学習を行うことに限界を生じさせた。それは、第一に、外国人学習者の増加に伴って、同一の部屋での学習が困難となり、別室での学習を余儀なくされたため、指導者の数の確保が大きな課題となった。第二に、外国人学習者の出身国が多様化（表2<sup>8)</sup>参照）するのに伴って、

これまで識字学級で指導してきた小・中学校の教員では、それらの母語への対応が困難となった。

この二点は、ニューカマーの日本語学習ニーズが高まる地域において、識字教育と日本語教育の実践場面での連携・協働が行われた際に生じる課題ということができる。

#### (4) 行政機関へのアドボカシーによる日本語講座の新設について

先述した、識字教育と日本語教育の実践場面における連携・協働によって生じた課題を放置しておけば、いずれこの営みは破綻し、B総合会館において日本語学習を継続させることは困難となることは明白である。そこで、Y氏は、外国人学習者の母語への対応ができる日本語指導者を必要数確保するためには、新たな日本語学習の場の設置が必要であると判断し、B総合会館の設置者であり事業主体でもあるA市に対して申し入れを行い、行政との協議、いわゆるアドボカシーを実行している。

具体的には、Zさんのケースを例に、言葉や文字を習得する機会や場がないため、子育てや病院・学校・役場等の公共施設での対応に困難をきたし家庭に引き籠もりがちであった事実や、こうした状況がB総合会館の識字学級での学びを通して、一定程度解決することができたということを教育委員会等の関係各課に幾度も足を運び丁寧に説明した。その際、部落解放同盟としての行政セクション別交渉といった部落解放運動の場ではなく、B総合会館運営委員会の会長として、地域の人権課題の解決に繋げる施策を実現するためのノンフォーマルな教育制度の在り方について協議を行っている。

その結果、これまでB総合会館で行われてきた日本語学習の取組の成果等が理解され、A市としてニューカマーに対する日本語学習の場を新たに設置するための補助金の交付を検討することになった。学習対象者が近隣市に及ぶことから、奈良県の協力を求める必要があるとのA市の判断に基づいて、1991年11月に同市教育委員会事務局関係者とY氏らが奈良県教育委員会事務局関係各課を訪れ、財政的支援の要望を行っている。これを受け、奈良県教育委員会が、新たに日本語講座として予算措置することを決定し、A市在日外国人日本語講座実行委員会（以下「実行委員会」という。）に

表2 A市在日外国人日本語講座の受講者・指導者数(開講当初)

出身国	受講者数	主言語	講師数
フィリピン	4	タガログ語	1
中国	4	中国語	3
台湾	2		
ペルー	9	スペイン語	4
ブラジル	7	ポルトガル語	1
イギリス	1	英語	3
受講者数合計	27	講師数合計	12

(注)B支部長へのインタビュー等をもとに筆者が作成。

表3 A市在日外国人日本語講座実行委員会役員一覧

役職	所属等
会長	A市助役
副会長	部落解放同盟B支部長
理事	部落解放同盟C支部長
理事	部落解放同盟D支部長
理事	部落解放同盟E支部長
理事	A市企画課長
理事	A市同和対策課長
監事	A市教育委員会事務局生涯学習課長
監事	A市教育委員会事務局同和教育推進課長
会計	B総合会館館長
書記	B総合会館管理係長
書記	B総合会館事務吏員
書記	B総合会館児童厚生員
書記	B総合会館子ども会指導員

(注)A市B総合会館から資料を入手し、筆者において一部加工。



事業委託する形で、1992年10月からB総合会館を会場として同事業が実施されることになった。表3は、2008年時点における実行委員会の役員一覧である。この実行委員会の設置目的は、同委員会の規約によると、「言葉・習慣の違いにより日常生活が困難な在日外国人を対象に日本語等生活習慣を身に付けるための講座を開催する」ことであり、具体的な事業として、日本語講座の開催、会員の日常生活に関する相談、地域への啓発活動等の実施が規定されている。これらは、いずれも先のZさんのケースから学んだ内容が反映されたものであり、日常生活に関する相談業務についてはY氏が一手に引き受けて対応することになった。Y氏は、これまでの支部活動で培ってきた手腕を發揮し、市の関係部局との連絡・調整を図りながら学習者の多様な課題の解決に当たっている。

また、指導者については、県教育委員会の紹介等を通じて、新たに市内・近隣市町に在住する大学生や会社員などに協力を依頼して確保している。ただし、新たに就任した指導者に対しては、これまで取り組んできた指導者・学習者の関係が絶対的・固定的ではなく相互対話的であるという識字学級の学習形態を継承することとし、実際の日本語指導についてY氏及びB総合会館職員と事前に打ち合わせを行っている。なお、フィリピン人の講座を担当する指導者については、1989年からB総合会館の識字学級で日本語を学習してきたZさんが<sup>てき</sup>抜擢されたことは、当時の『産経新聞奈良版』（1992年9月25日付け）でも取り上げられている。その中で、「日本人の協力で身に付けた日本語を今度は外国人のために生かしたい」とZさんがコメントしている点は、地域日本語教室の設置・運営を考える上で重要な示唆を与えるものである。それは、Zさん自身が、習得したスキルを自分のためだけのものとはせず、同じ立場の外国人のために活用したいとする姿勢が、識字学級での学びを通じて現れている点である。つまり、先述した、指導者・学習者の関係が絶対的・固定的ではなく相互対話的であるという識字学級の学習形態が、こうした姿勢を生じさせる上で有効に働いたと推測される。

こうしたリテラシーの獲得とエンパワメントの醸成との関係性について、本稿では十分に検討することができなかった。今後の課題としたい。

## 6 おわりに

本稿では、識字学級の中にニューカマーを対象とする日本語学習を導入し、その後、新たに地域日本語教室を誕生させたB総合会館の取組を事例として取り上げ、識字教育と日本語教育の実践場面での連携・協働に至る経緯とそれを可能にした要因等について検討し、ニューカマーの日本語習得という地域の人権課題に対応する教育制度としてのノンフォーマル教育の可能性について考察した。

考察結果から、ニューカマーの日本語学習ニーズが高まる地域において、識字運動を担った主体が日本語習得の問題を地域の人権課題と捉え、識字学級を日本語学習の場として提供することを決断するとともに、行政との協議、いわゆるアドボカシーを実行することで、ニューカマーに対する公的な日本語学習の場となるノンフォーマルな教育制度としての日本語講座を新たに創出することが可能であることが示唆された。

例えば、本事例のように、地域日本語教室の取組を隣保館の主催事業に位置付けて実施することが考えられる。それは、1997年の隣保館設置運営要綱の改正を受け、特措法に基づく同和対策から一般対策に移行したことに伴って、隣保館機能の有効活用を図ることが

要請されていることにも応答するものである。

2018年12月に改正された入管法では、在留資格が拡大されるとともに一定の条件を満たせば家族の帯同が可能となり2019年4月から施行される。今後、多くの外国人労働者やその家族が来日することが予想され、こうした新しい時代のニューカマーの人々に対する日本語学習の場や機会を如何に保障するかが問われることになるだろう。

したがって、全国の被差別部落で開催されている識字学級や隣保館が設置されているそれぞれの地域において、ニューカマーの日本語学習ニーズの高まりが見られるならば、学習対象を被差別部落の非識字者に限定せず、公的な学習の機会が十分に保障されていないマイノリティを対象とする学習の場として、そうした既存のシステムを有効に活用することが期待できるのではないだろうか。

## 参考・引用文献

- (1) 日本弁護士連合会（2006）「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」
- (2) 元木建・内山一雄（1992）「識字運動とは」『人権ブックレット 37 改訂版』解放出版社
- (3) 森実（1995）「識字のありかたに関する提言・部落解放研究所識字部会」『部落解放研究 102 号』 部落解放・人権研究所 pp. 113-128
- (4) 法務省入国管理局編（2009）『平成 21 年版出入国管理』
- (5) 米勢治子（2006）「外国人住民の受け入れと言語保障—地域日本語教育の課題—」名古屋市立大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究第 4 号』 pp. 93-106
- (6) 野元弘幸（1995）「社会教育における日本語・識字教育の現状と課題—暮らしに生きる日本語学習の創造—」『月刊社会教育第 39 号』 国土社 pp. 6-14
- (7) 石井恵理子（2010）「多文化共生社会形成のために日本語教育は何ができるか」異文化間教育学会編『異文化間教育第 32 号』 pp. 24-36
- (8) A市市民生活部人権啓発推進課編（2003）『A市同和行政のあゆみ』

---

1)この点については、2010年10月9日に神戸大学で開催された日本語教育学会秋季大会の「特別企画パネルセッション」においても議論が行われている。

2)B総合会館における識字教育と日本語教育の連携・協働を主導した同館運営委員会会長でB支部長でもあるY氏に対するインタビュー調査を実施した。調査は、2008年11月20日に同館館長室において、およそ2時間にわたって行われた。調査方法は半構造化面接法をとり、対象者に自由に語ってもらうことを基本姿勢とした。そのため、会話の自然な流れにあわせ、質問の順序や質問の仕方は柔軟に修正して扱った。主なインタビュー項目は、①識字学級の運営に関するもの、②日本語学習の導入に関するもの、③行政機関へのアドボカシーに関するもの、④日本語講座の運営に関するものに大別される。インタビューは対象者の了承の上録音し文字化資料とした。なお、調査の実施にあたり、対象者には研究の趣旨、インタビューの録音、得られたデータは研究目的だけに使用し個人が特定されないようにデータを加工することを説明し、了解を得た。

3)これら以外に、独立自営の識字教育活動として、ボランティア等の支援によって自主的に運営されている自主夜間中学校、大沢敏郎の尽力による横浜・寿識字学校、大阪猪飼野や京都東九条の韓国キリスト教会によるオモニ・

ハッキョ等も存在する。

4)厚生労働省社会・援護局長通知「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け社援発第0829001号)によると、厚生省(当時)が1953年度に隣保館の設置・整備に係わる予算措置を行って以降、各地で設置された隣保館において、国民的課題としての同和問題を解決するための各種事業が実施され、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたとされる。なお、全隣協によれば、2007年度に全国で947館、奈良県では53館が設置されている。奈良県の場合、1997年度に同和対策から社会福祉法を根拠とする一般対策へ移行後、従来の同和地区住民の生活相談や自立支援事業に加え、周辺地域住民に対する人権啓発、交流促進などの新たな事業に取り組み、人権を基盤としたまちづくりにも寄与している。

5)昭和63(1988)年度の『教育白書—我が国の文教施策—』によれば、社会教育において、広く国民の基本的人権尊重の精神を高め、同和地区における教育・文化活動を促進することが重要であるとし、同和地区の教育・文化活動の拠点となる集会所の整備に対して、文部省(当時)が昭和37(1962)年度から助成を行うとともに、社会同和教育の指導者の研修機会の提供、子ども会など同和地区における社会教育関係団体の育成、識字学級の開催といった集会所における各種の指導事業などを地方公共団体に委嘱しているとしている。なお、集会所は、各自治体の設置要綱や補助金交付要綱等において、「同和地区教育集会所」や「同和対策集会所」等と称されることが多く、奈良県では、1951年に1棟が設置されて以降、1991年までに県内で82棟が設置されている。

6)B総合会館運営委員会は、部落解放同盟B支部関係者だけではなく、地区総代、民生委員、青少年補導員、子ども会・婦人会・老人会の各会長、地区PTA代表等の20名で構成され、会長には部落解放同盟奈良県連合会B支部長が充てられている。

7)財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団(NIFS)の調査によると、2009年度の奈良県内の日本語教室は、A市の日本語講座を含めて17カ所あり、北部地域に集中していると指摘している。

8)表2は、B総合会館に開設された日本語講座の受講者数と指導者数の一覧である。開設前後の時期における学習者の多様な実態が見て取れる。

— 2019.3.25 受理 —